

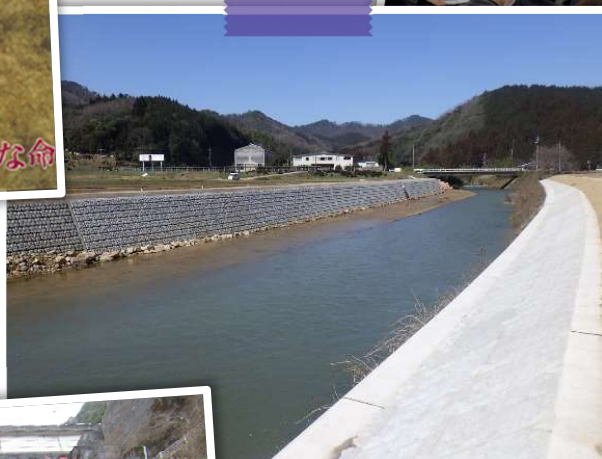
しまねの河川と海岸だより

♡♡ 平成31年2月号 ♡♡

発行：島根県土木部河川課

〔目次〕

- | | | |
|--|-----|----------|
| ◆ 高津川水系津和野川の一連区間の河川改修が完了しました！ | 河川課 | 河川海岸整備 G |
| ◆ 水害・土砂災害に備えて！～要配慮者利用施設の管理者向け説明会を開催しました～ | 河川課 | 防災 G |
| ◆ ダムの定期検査を実施しました！ | 河川課 | 河川開発室 |
| ◆ 平成30年度「土砂災害防止に関する絵画・作文」優秀作品の展示について | 砂防課 | |

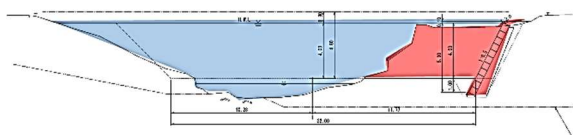


高津川水系津和野川の一連区間の河川改修が完了しました！

河川海岸整備グループ・津和野土木事業所

平成25年7月豪雨による護岸の決壊や河道閉塞で越水し、甚大な被害を受けた津和野川について、平成29年9月の災害復旧助成事業による一部区間の改修工事完了に続き、平成30年10月に、その災害復旧助成事業区間を含む一連区間（7.31km）の改修工事が完了しました。この河川改修により、平成25年7月豪雨相当の流量を安全に流すことが出来るようになりました。

引き続き、一連区間の上流についても順次改修を実施していきますので、地元住民の皆様におかれましては引き続き事業へのご理解ご協力のほどよろしくお願い致します。



上記断面は今回完了した区間の代表断面になります。整備前は青色部分が流下可能な範囲でしたが、今回の整備により赤色部分の片岸拡幅・護岸整備を行ったことにより、流下可能な断面が広がり、流下能力が向上しました。

護岸整備にあたっては、河床部分の洗掘防止のために寄石の設置を行う工夫も施しています。



水害・土砂災害に備えて！

～要配慮者利用施設の管理者向け説明会を開催しました～

河川課防災グループ・砂防課総合土砂災害対策スタッフ

平成29年6月に水防法及び土砂災害防止法が改正され、浸水想定区域や土砂災害警戒区域に立地し、かつ市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設では、洪水時等における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画の作成や避難訓練の実施などが義務化となり、水害・土砂災害に備えた対応が必要となりました。

この法改正を受け、出雲市内で「要配慮者利用施設の管理者向け説明会」が開催されました。説明会では、出雲市、国土交通省出雲河川事務所、島根県砂防課・河川課の各機関から防災情報の入手方法や避難確保計画作成の留意点等について座学形式の講習を行いました。説明会終了後は多くの方から質問を受けるなど、水害・土砂災害への備えに対する関心の高さがうかがえました。

全国各地で毎年のように発生する自然災害をわがごととして捉えることが求められています。今回の説明会が避難確保計画作成促進に繋がるだけでなく、一人一人が日頃から自然災害を意識し、もしもの時の安全な行動に繋がるきっかけになれば嬉しく思います。

【内容】

日 時 平成31年1月23、24日（4回開催）〔出雲合庁7階会議室〕

主 催：出雲市、参加者：約300名

内 容：（1）河川災害に備えて

国土交通省出雲河川事務所

（2）避難確保計画（洪水）作成の留意点

島根県河川課

（3）土砂災害に備えて

島根県砂防課

（4）避難勧告等の発令基準について

出雲市



【説明会開催状況】

水防法・土砂災害防止法が改正されました

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

※ 土砂災害防止法の正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。

「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。

ポイント！

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画**の作成・**避難訓練**の実施が**義務**となりました。 ※ 市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。



※「洪水浸水想定区域」とは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、河川等管理者である国または都道府県が指定します。



※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、都道府県知事が指定します。

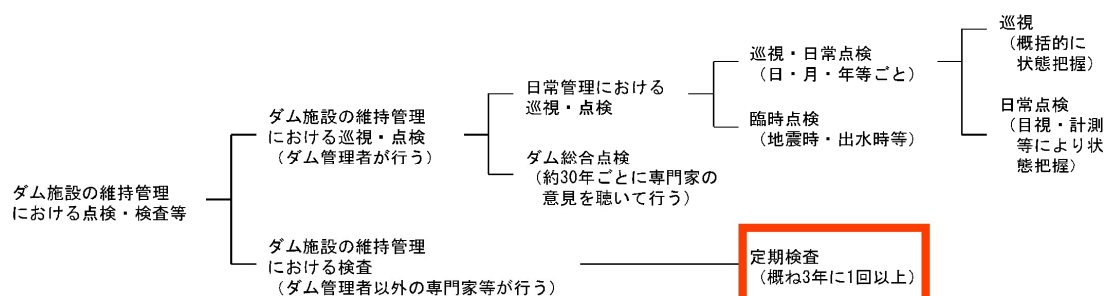
要配慮者利用施設とは・・・社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上配慮を要する方が利用する施設

ダムの定期検査を実施しました！

河川開発室

1. ダム定期検査とは？

ダムの定期検査は、ダム施設及び貯水池が管理者により、適切に維持管理され、良好な状態に保持されているか、また、流水管理が適切に行われているかを確認するため、維持管理状況、ダム施設・貯水池の状態について、ダム管理者以外の視点から定期的に検査を行うものです。



出典：国土交通省 河川砂防技術基準 維持管理編（ダム編）

定期検査は、概ね3年に1回の頻度で行います。

検査員は、河川課職員を基本として選定し、あわせて平成27年からはダム技術の伝承とアドバイスを得るために、過去の建設時に関わったOBの方に同行してもらいダムの管理についての助言をいただいております。

検査では、①管理体制、②ダム施設の維持管理状況、③貯水池の維持管理状況、④流水管理状況、⑤ダム施設・貯水池の状態を確認するもので、書面審査及びヒアリングや現地確認検査を行います。

2. 平成30年度実施状況

表：ダム定期検査実施状況

ダム名	管理者	所在地	検査日
津田川ダム	県農林水産部	益田市大字大草町	平成30年12月12日（水）
木都賀ダム	県企業局	浜田市弥栄町	平成30年12月13日（木）
清瀧ダム	県農林水産部	大田市久手町	平成31年1月11日（金）
益田川ダム	県土木部	益田市久々茂町	平成31年1月15日（火）
笹倉ダム	県土木部	益田市美都町	平成31年1月16日（水）
稗原ダム	出雲市	出雲市野尻町	平成31年1月18日（金）
三瓶ダム	県土木部	大田市三瓶町	平成31年1月24日（木）
八戸ダム	県土木部	江津市桜江町	平成31年1月25日（金）

今年度は例年よりも多い合計8つのダムにおいて検査を実施しました。検査の中で検査員から指摘された事項について適切に対応してもらい、今後も適正なダム管理に努めるよう指導を行ってまいります。

定期検査の様子：八戸ダム（平成31年1月24日）



書類検査



現地確認検査（管理所内操作設備）



現地確認検査（ダム堤体下流面より）

平成30年度「土砂災害防止に関する絵画・作文」優秀作品の展示について

砂防課

平成30年度には「平成30年7月豪雨」、「台風21号」、「北海道胆振東部地震」が起きたように、近年、集中豪雨や地震による土砂災害は多発化、激甚化の傾向にあります。

土砂災害に対する関心を深めて、日頃から災害に備え、声を掛け合って早めの避難を心がけていくことがとても重要になっています。

そこで、島根県では次代を担う小・中学生の皆さんにも、土砂災害及びその防止についての理解と関心を深めていただくため、毎年「土砂災害防止に関する絵画・作文」の募集を行っています。

このたび、平成30年度の作品募集において入賞・入選された皆さんの作品展示を行います。土砂災害の恐ろしさや、日頃の心構えの大切さを訴える力作です。是非ご覧ください。

作品展示

日時：平成31年3月2日（土）～3月11日（月）

会場：イオン松江ショッピングセンター（松江市東朝日町151）

新館1階 エスカレーター横 展示スペース

絵画の部 最優秀賞作品



出雲市立斐川東中学校 3年 伊藤 綾香



江津市立高角小学校 6年 税所 直也

【編集後記】 河川課 企画調査グループ 金村

今月は津和野川の河川改修と、水害・土砂災害に関する説明会について記事にしました。近年では、全国的にも大雨が多くなっており、ハードとソフト両面での対応が必要となってきています。河川課ホームページには河川の水位情報や洪水による浸水想定区域図等も掲載していますので、そちらも是非ご確認くださいと思います。

さて、島根県河川課では、今後も引き続き、河川・海岸に関する話題を提供したいと思います。バックナンバーは河川課ホームページにも掲載していますのでご覧ください。

また、出前講座には以下のホームページから申し込みますのでこちらもご利用ください。

編集者 島根県土木部河川課企画調査グループ

TEL : 0852-22-5647 FAX : 0852-22-5681

mail : kasen@pref.shimane.lg.jp



河川課 トップページ

<https://www.pref.shimane.lg.jp/kasen/>

河川課 しまねの河川と海岸だより HP

<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/river/kasen/tayori/>



出前講座申し込み HP

<https://www.pref.shimane.lg.jp/seisaku/shimanedemaekouza/>